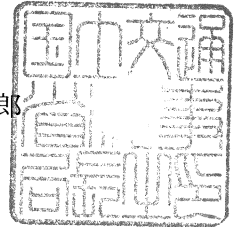


国海査第143号の2
令和2年9月4日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 片山 正典 殿

国土交通省 海事局長
大坪 新一郎



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 平成15年7月28日付け国海査第206号による「機関室局所消火装置(開放型)の型式承認試験基準」(以下、「旧基準」という。)を廃止する。
2. 「機関室局所消火装置(開放型)の型式承認試験基準」(以下、「新基準」という。)を別紙のとおり制定する。
3. 新基準は、令和2年9月4日から施行する。
4. なお、製造事業者による物件の製造及び受検に係る円滑な移行のための準備期間を考慮し、旧基準により型式承認を取得する物件については、令和3年9月4日までの間は施行日前の基準に従い検定を受けることができるものとする。
5. また、施行日前に型式承認又は型式の変更の承認の申請が行われた物件については、旧基準に従い型式承認試験又は型式変更承認試験を受けることができるものとする。

